

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

住まいの衛生展

内換気と結露、害虫、家庭用品の安全対策のパネル展示。
日 2月21日(月)～23日(水)。
所 市役所ロビー。

【詳細】環境衛生課 ☎(622)5165、HP



子ども手当

2月期(10月～1月分)の手当振込日は2月10日(木)です。該当する方(中学校修了前までの子どもを養育している方)で、手続きをしていない方は、速やかに届け出をしてくださいます。認定された場合は、手続きをした翌月分から手当が支給されます。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

児童扶養手当の手続きを

① 父母が離婚 ② 未婚 ③ 父または母が死亡・重度の障がい・生死不明・1年以上拘禁または児童を遺棄——などの状態
で、父(母)と生計を同じくしていない児童(原則18歳に到達した日の年度末までの間にある児童)を養育している母(父)、または父母と生計を同じくしていない児童を養育している養育者に支給されます。

ただし、所得が制限額を超える方は支給が停止されます。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

特別児童扶養手当の手続きを

重度または中度の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。

また、所得が限度額以上の方は支給が停止されます。支給要件に該当しなくなった場合には届け出が必要です。届出が遅れた場合、手当を返していただくことがあります。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

特別障害者手当・障害児福祉手当の手続きを

所得が限度額を超える方は支給が停止されます。

【特別障害者手当】
著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に支給します。施設などに入所している場合や、病院に3カ月以上入院している場合は支給されません。

【障害児福祉手当】
重度の障がいのため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の方に支給します。施設などに入所している場合や障害年金などの給

付を受けることができる場合は支給されません。

【詳細】区役所(1階)の保健福祉課

障がいのある方の就業相談

に
新設事業所就業・生活相談室からびな(北区北18西4北18条駅光ハイツ、☎(768)7880、FAX(768)7881)。

【詳細】障がい福祉課 ☎(211)2936

知的障がいのある方の職業訓練

【食品加工(主に納豆製造)】
日 4月12日(火)～来年3月16日(金)。はまなす食品(北広島市北の里56)。

【対養療育手帳を所持(申請中を含む)している25歳以下の方7人。月額1万5千円程度。】
申 ハローワークに相談の上、3月4日(金)までに申し込み。選考あり。

【詳細】障がい福祉課 ☎(211)2936

障がいのある方のパソコンスキル習得を支援

【各種コースあり。全4回。】
日 4月1日(金)～28日(木)。

【身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)】
【対養障がいのある20歳以上のパソコン初心者。2千円。】
日 2月1日(火)から区役所など

敬老優待乗車証の申請



70歳以上の市民が、バス、地下鉄などの公共交通機関を優待料金で利用できる敬老優待乗車証。交付対象者へ、2月上旬に申請書を送付します。希望する方は必要事項を記入し返送してください。詳しくは、同封の「お知らせ」をご覧ください。

【提出期限】2月15日(火)(必着)。
【平成22年12月31日時点で本市に住居登録があり、現在も引き続き居住している生年月日が昭和16年10月1

で配布する申込書を3月4日(金)(必着までに送付、FAX(抽選)【詳細】障がい者ITサポートセンター ☎(219)1810

障がい者福祉施設などで製作した製品を販売

【元氣ショップ・インジャスコ】
日 2月12日(土)、13日(日)午前10時～午後6時。ジャスコ札幌元町店(東区北31東15)。

【詳細】障がい福祉課 ☎(211)2936

出会いふれあいバザール

【日 2月15日(火)～17日(木)午前10時～午後7時(15日(火)は正午から)】
ジャスコ札幌元町店。

未婚者の集い

【身体に障がいのある方の結婚を目的とした出会いの会。】

【先着】
日 2月11日(祝)から ☎(632)7355

日以前の方。
交付額1万～7万円(1万円ごと)。千円～1万7千円の利用者納入金が必要。

【追加交付の期間延長】
追加交付の「申請期間」と「郵便局での受取期間」が延長になりました。

【申請期間】8月1日(月)～来年1月12日(火)。
【受取期間】9月1日(木)～来年2月15日(水)。

【詳細】市コールセンター ☎(222)4894

福祉用具展示会・講演会

【詳細】市社会福祉協議会 ☎(612)6110

【2月22日(火)】
【社会福祉総合センター(中央区大通西19)】
【講演会】
時間 午後1時30分～3時。
定 250人。

【先着】
日 2月11日(祝)から ☎(632)7355

広告

障がいのない方も参加可。
 所 2月27日(日)午前11時～午後2時。ホテルライフォート(中央区南10西1)。
 対 20歳～59歳で、自立生活が可能なお方。2千500円。
 申 申し込み、FAX。上欄必要

事項と職業、障がいのある方は障がい名を記入し、2月18日(金)(消印有効)までに身体障害者福祉協会(〒063-0802西區二十四軒2の6、FAX(641)8966)へ。2月24日(木)以降の取り消しは、費用を全額負担。

障がい者交通費助成制度の更新(変更)手続き

福祉タクシー利用券、福祉自動車燃料助成券、福祉乗車証の有効期限は3月31日(木)です。お住まいの区の区役所保健福祉課で新年度分(4月1日(金)から利用可)の手続きを行ってください。申請手続きの受付日と申請に必要な持ち物は以下の通りです。

○重度(身体1・2級、知的A、精神1・2級、戦傷病者特別～第3項症)

助成内容(1つを選択)	受付日	持ち物
福祉タクシー利用券	2/15(火)から	各種手帳・印鑑
福祉自動車燃料助成券	2/15(火)から	各種手帳・印鑑・車検証(写し可。原則として本人または親族名義)
福祉乗車証(更新)	3/1(火)から	各種手帳・印鑑・本年度の福祉乗車証
福祉乗車証(他券からの変更)	4/1(金)から	各種手帳・印鑑

○中度(身体3・4級、知的B、精神3級、戦傷病者第4～第6項症・第1款症、いづくしみ重度、被爆者健康手帳所持者のうち手当受給者)

助成内容(1つを選択)	受付日	持ち物
福祉タクシー利用券	2/22(火)から	各種手帳・印鑑
福祉自動車燃料助成券	2/22(火)から	各種手帳・印鑑・車検証(写し可。原則として本人または親族名義)
ウイズユーカード	4/1(金)から	各種手帳・印鑑・使用済みカード

※代理人が申請する場合は、代理人の印鑑と名前が確認できるものが必要
 ※以前、福祉乗車証またはウイズユーカードの交付を受けた方で助成内容を変更する場合は、それぞれすでに交付を受けたものが必要

詳細 区役所(14番)の保健福祉課

- 【詳細】身体障害者福祉協会 ☎(641)8853
- 介護老人保健施設の開設
 開設施設 清田北翔館まいあの里(清田区里塚2の4)。
 開設予定日 6月1日(水)。
 対 医療ケアが必要な要介護1以上の方80人。要介護度に応じた負担、居住費、食費など。
 申 2月15日(火)から市役所3階高齢福祉課、区役所などで配布する申込書を3月14日(月)(必着)までに持参、送付。選考あり。
- 【詳細】開設準備室 ☎(885)6540、高齢福祉課 ☎(211)2976
- 難聴者・中途失聴者のための補聴器相談会
 日 2月27日(日)午後1時～3時。
 所 身体障害者福祉センター1(西區二十四軒2の6)。
 【詳細】身体障害者福祉協会 ☎(641)8853、FAX(641)8966

- 6 介護に関する教室・講座
 左表の通り。

教室・講座名	開講日	時間
①かんたん！らくらく介護	2/15(火)、22(火)、3/1(火)、8(火)	午前10時～正午
②ペーパーケアマネ	2/16(水)、17(木)	午前10時～午後4時
③スキルアップケアマネ	2/23(火)、3/3(水)、9(水)	午後6時30分～8時
④スキルアップヘルパー	2/24(水)、3/10(木)	午後6時～8時
⑤ペーパーヘルパー	3/2(火)、3(水)	午前10時～午後4時

- 【詳細】介護保険課 ☎(211)2547
- 【抽選】
- 男性介護者の集い
 内 医師による講演と交流会。
 日 2月28日(月)午後2時～4時。
 所 対かである2・7(中央区北2西7)。在宅で認知症の方を介護している男性30人。
 申 ☎、FAX。上欄必要事項と認知症の方との関係、要介護度、同伴の有無、介護歴を記入し、2月25日(金)までに日本認知症グループホーム協会 ☎(211)0727、FAX(211)0726へ。
- 母子寡婦福祉センター催し
 内 大人はストロール、子どもはシユシユかコサージユを作る。
 申込先・詳細 在宅福祉サービス協会 ☎(208)1214、HP

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

市立特別支援学校展

- 内 学習活動や作品の紹介。
日 2月28日(月)、3月1日(火)。
所 地下街ふれあい広場。
[詳細] 教育推進課 ☎(211) 3851

自殺予防講演会

- 内 作家の五木寛之氏による講演、パネル展。3月5日(土)午後1時30分～4時。
所 定市民ホール(中央区北1西1)。千500人。

- 申 上欄必要事項を記入し、2月25日(金)までに市コールセンター(FAX(221)4894)へ。
(抽選)

- [詳細] 市コールセンター ☎(222)4894、HP

精神療養講座

- 内 うつ病の人への関わり方。
日 2月26日(土)午後2時～4時。
所 WEST19(中央区大通西19)。

- [詳細] 市コールセンター ☎(222)4894



市・道民税(住民税)の申告

平成22年中に収入のあった方が対象です。給与または年金所得者で、源泉徴収票に記載のない扶養控除や社会保険料の控除を受ける場合なども

申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされた方は、不要です。また、1月1日現在、市外在住の方が、家族を住まわせるための住居を市内に有する場合や、居住区とは別の区に個人事業を行うための事務所を有する場合などは、均等割額を負担していただくこととなりますので、該当の方は申告してください。
[所] 3月1日(火)～15日(火)(土・日曜を除く)。区民のページ(豊平・清田・南区は1月号)をご覧ください。
[詳細] 市税事務所(左表)の市民税課

■問い合わせ先

区	市税事務所・所在地	市民税課電話番号
中央区	中央(中央区北2東4サッポロファクトリー2条館)	211-3914
北・東区	北部(中央区北4西5アスティ45)	207-3914
白石・厚別区	東部(厚別区大谷地東2交通局庁舎)	802-3914
豊平・清田・南区	南部(豊平区平岸5の8イースト平岸)	824-3914
西・稲穂区	西部(西区琴似3の1コトニ3・1ビル)	618-3914

確定申告はお早めに

所得税の確定申告の受け付け開始は2月16日(火)、申告と納税の期限は3月15日(火)です。土・日曜、祝日は、申告の相談・受け付けを行っていませんが、2月20日(日)、27日(日)に限り、各税務署(中税務署、南税務署を除く)、北海きたえーるの会場(豊平区豊平5の

11)で実施します。
△消費税の申告と納税をお忘れなく
平成20年分の課税売上高が1千万円を超える個人事業者は、22年分の消費税課税事業者となり、3月31日(木)までに申告と納税が必要です。

[詳細] 各税務署、HP
△インターネット公売
申込期間 2月16日(水)午後1時～28日(月)午後11時。
公売期間 動産(せり売り) 3月4日(金)午後1時～6日(日)午後11時。不動産(入札) 4日(金)午後1時～11日(金)午後1時。

[詳細] 納税指導課 ☎(211) 292、HP



国民年金

△保険料の前納による割引
保険料を前納すると割引になります。割引額は前納期間などにより異なります。口座振替、クレジットカードでの前納は2月末日までに年金事務所へお申し込みください。
[詳細] 区役所(1ヶ)の保険年金課

△国民健康保険
△保険料の減免
失業などで、平成22年1月

国民健康保険(65歳以上)・後期高齢者医療制度の保険料の納付方法

保険料の納付方法についてお知らせします。以下の内容は、基本的なケースを示したものであり、当てはまらない場合もあります。詳細はお問い合わせください。

■来年度の保険料の納付方法

- ①年金天引き(特別徴収)で納めている方
年金天引きが継続します。ただし、世帯主が75歳になる年度の国民健康保険料は、納入通知書または口座振替で納付します。
- ②納入通知書で納めている方
年金が年額18万円未満の方、介護保険料と国民健康保険料(または後期高齢者医療保険料)の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納入通知書で納付します。該当しない方は、年金天引きが始まります。なお、国保で年金天引きの対象となるのは、加入者全員が65歳以上74歳以下の世帯の世帯主です。
- ③口座振替で納めている方
口座振替が継続します。

■口座振替への変更

年金天引き、納入通知書で保険料を納めている方は、希望により口座振替での納付に変更できます。手続きは、お住まいの区の区役所保険年金課へご相談ください。

■4月と6月の年金天引き(仮徴収)

両月の年金からは、暫定的に平成22年度の保険料を基に天引きします。23年度の保険料が確定し、差額が生じた場合は、8月以降の保険料で調整します。

■新たに被保険者となった方・年金天引きの対象年齢に到達した方の年金天引き開始月の目安

年金天引きの開始時期は、対象年齢に到達した時期などによって異なります(下表)。年金天引きとならない期間は、納入通知書や口座振替により納付します。

年金天引き開始月

<後期> 75歳の到達月 (障害認定取得月)	<国保> 65歳の到達月 <国保・後期> 年金の新規裁定月 市外からの転入月	年金天引き 開始月の目安
4月、5月	—	当年度10月
6月～9月	4月～9月	翌年度4月
10月、11月	—	翌年度6月
12月、1月	—	翌年度8月
2月、3月	—	翌年度10月

[詳細] 区役所(1ヶ)の保険年金課